

# 中学生のための地域クラブ活動団体リスト掲載基準

新潟市教育委員会

## 1 目的

この基準は、中学生のための地域クラブ活動団体リストの掲載について、必要な事項を定めるものである。

## 2 掲載申請の要件

新潟市「中学生のための地域クラブ活動推進方針 1基本方針」を尊重し、以下各号を全て遵守できる場合とする。

### 新潟市「中学生のための地域クラブ活動推進方針」(抜粋)

#### 1 基本方針

急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会をつくります。

～中学生のための地域クラブ活動とは～

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、スポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動のこと

(1) 次の内容を含む規約等を作成している。

- ・活動の目的や方針
- ・役員(代表・会計・監事)に関すること
- ・会員の参加費等に関すること
- ・活動中のトラブルや事故等の対応を含む管理責任上の主体

(2) 適切な活動時間や休養日を設定している。

- ① 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内としている。
- ② 年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表している。

(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費を設定している。

- (4) 全ての役員・指導者は、新潟市の中学生のための地域クラブ活動に関するオンデマンド研修を受講している。
- (5) 参加者及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入している。
- (6) 適切な運営体制が確保されている。
  - ① 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われている。
  - ② 営利を主たる目的とせずに運営している。

### 3 申請における必要書類

- (1) 中学生のための地域クラブ活動団体リスト掲載申請書
- (2) 規約
- (3) 名簿
- (4) 収支計画書 \*個人事業主や株式会社等の場合

### 4 掲載の決定・掲載の取消

- (1) 新潟市が、掲載の可否を決定する。決定後、可否結果をメールにて通知する。
- (2) 掲載の要件を満たさなくなった場合、掲載を取り消すことがある。

### 5 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 6 附則

(施行期日)

- (1) 本基準は、令和7年5月1日から適用する。
- (2) 本基準は、令和7年7月17日から適用する。
- (3) 本基準は、令和8年4月1日から適用する。